

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和6年6月20日

高松法務局丸亀支局

登記官 立野光男

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
4701-2022-0097	仲多度郡琴平町上櫛梨字久保301番乙